



一般社団法人日本フードサービス協会

JF ニュースレター 2020.5.15

新型コロナウイルス関連情報 NO.31

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく

外食業の事業継続のためのガイドライン作成にあたって

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡 慎一郎

新型コロナウイルスの感染拡大によって、外食産業はかつて経験したことがない苦境に立たされています。

こうした中、5月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、営業継続に向けたガイドラインを業種ごとに作成することが政府より示されました。しかしながら、外食産業はチェーン展開を行う事業者、中小規模、個人営業の店舗など多種多様な事業者の方々が全国で営業されています。

そのことから、今回のガイドラインは一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、全国の飲食店が加盟する全国飲食業生活衛生同業組合連合会（略称：全飲連）と協議して作成したものです。

ガイドラインというタイトルになっていますが、広く外食事業者の方々が、自治体など地域の実情を踏まえて、営業を再開、あるいは継続するにあたっての取組や工夫を示す内容となっておりますので、その意味では「ガイダンス」的なもので、各事業者の方々が創意工夫を凝らしていただくための参考と資するものです。とはいえ、ガイドラインの項目には、各店舗の事情により「出来ること」「出来ないこと」があると思いますので、その意味では、本ガイドラインは強制力を伴うものではありません。

協会としては、本ガイドラインはまずお客様と外食産業で働く従業員の方々の安全を確保したうえで、外食事業者の営業の再開・継続に向けた一歩としてお示したもので、新型コロナウイルスの収束の段階で、実態に即した見直しを行ってまいります。

会員の皆様とともにガイドラインを見直してまいりますので、ご意見は随時、協会にお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

※本ガイドラインは協会のホームページにも掲載しています。 <http://www.jfnet.or.jp/>

お問い合わせは JF 事務局：石井、田村(03-5403-1060)、財団事務局：中村(03-5403-1064)にお願いします。